

恵庭市消防安全・安心パートナー協定 応募要領

恵庭市消防本部・署では、平成31年4月に「恵庭市消防基本計画」を策定し、ポストコロナ、Society.5.0 や SDG's の普及推進など社会情勢の大きな変化を迎える中、「恵庭市の安全・安心」への取組みを推進しています。

このたび、「誰もが安全で安心して暮らせるまち えにわ」を具現化するため、市民と支え合う消防救急体制の構築を図り、「恵庭市消防安全・安心パートナー」として市消防本部・署と連携して取組みを進めていただける企業等を募集しています。

◆ 対象企業等

恵庭市の安全・安心対策の推進に意欲を有しており、市消防本部・署と協働して事業を企画立案し、実施する事業者等(市内に事業所、営業所等を置く事業者であること。)を対象とします。

ただし、次に掲げる事業者等は対象としません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業等を営む者又はこれらに類する事業を営む者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続を開始している者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続を開始している者
- (4) 恵庭市暴力団排除条例(平成26年条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者に該当すると認められる者
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としている者
- (6) 過去5年間に行政機関、公的機関等から悪質な行為等により許可の取消し、指名競争入札等の指名停止を受けた者
- (7) 市税を滞納している者
- (8) その他消防長が適当でないと認める者

◆ 連携分野

市消防本部・署と協定を締結した企業等は、次に掲げる事項を推進する事業について連携して取り組んでいただきます(具体的な連携内容は、個別に協議します。)

- (1) 情報通信技術の活用による消防力の強化
(例:VR を活用した訓練・体験学習等の開発、ICT,IOT を活用した救急搬送の円滑化、各種火災発生時のドローンの活用 etc.)
- (2) 救命の連鎖の普及啓発
(例:応急手当の普及推進、AED 設置施設公表制度の推進、救急車の適正利用に関する普及啓発 etc.)
- (3) 自助、共助の強化
(自主防災組織と消防の連携強化、防火団体の活性化・幼少年期の防火教育の推進に資する取組み etc.)
- (4) 身近な消防を目指した広報 PR の推進

(消防防災関係記念日における PR 活動、官民協働による SNS を活用した広報活動 etc.)
(5) その他恵庭市の安全・安心対策の推進に資する事項

◆ 市消防本部・署の役割、支援等

市消防本部・署は、本市の広報媒体(広報誌、HP、Facebook、YouTube 等)を活用し、協定を締結した企業等の名称や取組み内容の広報を行います。

また、特色のある取組みや優れた功績があった企業等については、感謝状を贈呈させていただきます。

企業等は、自社の広告等に「恵庭市消防安全・安心パートナー協定」締結企業である旨を表示することができます。

◆ 連携事業の予算

連携事業は、無償で実施していただくことを原則とします。

◆ 募集方法

- (1) 募集期間 令和3年6月 25 日から募集開始
- (2) 申込書の提出 お申込みは、お申込み担当窓口での申請、メール、FAX または郵送により可能です。別添の「恵庭市消防安全・安心パートナー協定申込書」に必要事項を記入し、お申込み先へご提出ください。
- (3) 協定の締結 書類審査の結果、連携事業が適切に実施されると判断される場合は、市消防本部と協定を締結します。
- (4) 協定の期間 協定締結の日の翌日から当該年度の末日までとします。なお、協定の終了について申出のない場合は、1年間延長することとし、以後同様とします。

◆ 協定の解除

締結した協定に従って連携事業を実施しないことが明らかな場合や対象企業の欠格事項に該当するなど法令違反が認められる場合、その他協定を締結するのに適当と認められなくなった場合には協定を解除することがあります。

◆ お申し込み・お問合せ先

〒061-1431 恵庭市有明町2丁目4番14号
恵庭市消防本部警防課 (消防安全・安心パートナー申込係)
電話:0123-33-0999 FAX:0123-33-7105
メール:syouboukeibou@city.eniwa.hokkaido.jp